

株式会社ジェイテック 定款

定 款

第1章 総 則

第 1 条（商 号）

当会社は、株式会社ジェイテックと称し、英文では JTEC CORPORATION と表示する。

第 2 条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車等輸送に関する機械器具の設計、製作および販売業務
- (2) 電気、電子機器の設計、製作および販売業務
- (3) 電子計算機に関するソフトウェアの開発および販売業務
- (4) 前各号に関する技術教育および技術情報の提供並びに図書の出版販売業務
- (5) 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業務
- (6) 内外の他会社に対する投資および有価証券の保有並びに運用業務
- (7) 労働者派遣事業法に基づく一般・特定労働者派遣事業
- (8) 労働者派遣事業者に対する求人状況等の最新情報の提供
- (9) 労働者派遣事業の実務・運営管理等に関するノウハウの提供
- (10) 労働者派遣事業に関する許可・届出等に関するコンサルタント業務
- (11) 人材育成のための教育事業、カウンセリングおよびセミナーの企画ならびに運営業務
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 商標権の賃貸
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 損害保険の代理店業務
- (16) 民営職業紹介業
- (17) 前各号に関連又は附帯する一切の業務

第 3 条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、28,800,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（単元未満株主の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（自己株式の取得）

当会社は取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第 13 条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（選任方法）

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後最初の定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から、社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）または代表取締役の中から会長、副会長、副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（招集手続）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

第28条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第29条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第30条（会計監査人の選任等）

会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

第7章 役員等の責任免除等

第31条（取締役等の会社に対する責任の免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条（非業務執行取締役等の責任の制限）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第8章 計 算

第33条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当等を決定する機関）

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。

第35条（剰余金の配当基準日）

当社は、毎年3月31日の最終時を剰余金の期末配当の基準日とする。

- 2 当社は、毎年9月30日の最終時を剰余金の中間配当の基準日とする。

第36条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上